

公立保育園等閉園後の旧施設等利活用
基本方針

令和6年12月

多気町

1. 検討の経緯

本町では、多気地域の公立園 3 園（相可保育園、佐奈保育園、津田認定こども園）を統合し、多気地域統合こども園として開園するための整備を進めている。

このため統合後の空き施設となる保育園等の利活用については、地域の方の意見や民間事業者等のアイデア等を活用しながら地域に適した旧施設等の利用を検討していくこととする。

2. 検討対象施設の概要

		相可保育園	佐奈保育園	津田認定こども園
所在		兄国 465-7	仁田 11	井内林 139-1
閉園年月（予定）		令和 9 年 3 月 （2027 年 3 月）	令和 9 年 3 月 （2027 年 3 月）	令和 9 年 3 月 （2027 年 3 月）
敷地面積		5,291.85 m ²	3,579.00 m ²	3,770.22 m ²
敷地区分		町有地	町有地	一部借地
園舎	建築年月	平成 19 年 5 月 （2007 年 5 月）	平成 3 年 3 月 （1991 年 3 月）	平成 5 年 3 月 （1993 年 3 月）
	築年数	18 年	34 年	32 年
	構造	木造	木造	木造
	階層	平屋建て	平屋建て	平屋建て
	延床面積	1,683.77 m ²	783.22 m ²	563.76 m ²
	耐震性能	有	有	有
行政 用途	避難所	無	無	無
	投票所	無	無	無
防災情報		家屋倒壊等氾濫想定 区域（氾濫流）	家屋倒壊等氾濫想定 区域（河岸侵食）	その他の浸水想定区域 土砂災害警戒区域

3. 利活用にあたっての課題

旧施設等の利活用にあたっては、現在の施設の利用状況や老朽度、土地の権利関係などといった課題を整理し、これに留意することが必要となる。

(1) 利用状況の把握等

ア 一時的な行政施設としての利用

廃止施設が、選挙の投票所や災害時の指定避難所になっていないか、又は今後の可能性について調整が必要となる。

イ 地域意向の把握

これまで地域行事等に利用されているか、地域コミュニティの場として地域住民との関わりが深い施設である場合、地域への配慮が必要となる。

ウ 土地状況の把握

旧施設等の利活用にあたっては、施設はもとより土地の状況についても十分に把握しておく必要がある。

エ 国庫補助金等の清算

国庫補助金等を活用して整備した施設を転用・貸付等する場合、補助金の返還や町債の繰上償還等の財産処分手続きについて確認が必要となる。

4. 利活用に向けた方針

(1) 地域による活用

地域振興に寄与する事業の用に供するため(地域活動を支える地域コミュニティの場として)、地域住民からの活用の要望があったときは、事業内容を精査したうえで検討を行う。

(2) 公共・公用施設として活用

行政が地域の活性化や防災対策、また公用などの目的で実施する事業に要する施設としての活用の検討を行う。

(3) 民間事業者等による活用

民間事業者等の提案による活用によって地域活性化や町全体の利益に適うと認められるものについては、民間事業者等への貸付等について検討を行う。

なお、民間事業者等による活用については、町の課題解決や施策の実現に寄与することに加え、地元の意向も尊重して、事業者等の健全性、事業内容の安定性・継続性ととも町や地域へ与える影響などを考慮したうえでの活用とする。

(4) 除却(売却)等の実施

施設の経年劣化により維持管理費等の増大が見込まれ、また、耐震性もなく最終的に利活用に結びつかない施設については除却し、公共的な利用、または、売却や貸付の検討を

行う。なお、老朽化の進行や災害等の状況によって、安全上の懸念がある施設については、利活用の検討を行うことなく、取り壊し等の対応を取る。

5. 検討の進め方

(1) 検討体制

保育施設の運営を所管する「こども課」と公有財産管理を所管する「総務課」が中心となり、庁内照会や各部署及び関係団体とのヒアリング等による活用意向も踏まえながら、町総合政策としての事業の妥当性や有効性、実現性を含めて総合的に検討を行う。

地域にむけては地域住民が主体となった旧施設等利活用の検討組織（懇話会等）において議論が行われるよう促し、合意形成を図る。

(2) 検討手順

保育園等旧施設等の利活用検討は、以下の手順を進めていく。

